

新たな個人市民税・県民税非課税世帯への物価高騰対策給付金申請書  
(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)

藤枝市長 宛

受付  
印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	日中に連絡可能な電話番号
	西暦 大 昭 平 令 年 月 日	( )
現住所	方書	

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員について記入  
(こども加算のみを申請する場合は申請する児童のみ記入)

- 令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和6年度個人市民税・県民税課税(非課税)証明書を添付して下さい。(該当者全員) ※個人市民税・県民税課税(非課税)証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
- こども加算は、「基準日(令和6年6月3日)時点で扶養している(同一生計である)18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童」が対象です。ただし、「基準日の翌日以降に出生した児童」及び「別世帯だが扶養している児童」も対象となります。
- こども加算のみを申請する場合は、新たな個人市民税・県民税非課税世帯への物価高騰対策給付金(10万円)を既に受給している必要があります。
- 本市又は他の市区町村で令和5年度非課税世帯7万円及び令和5年度均等割のみ課税世帯10万円の支給対象であった世帯は対象外です。

	(フリガナ)	申請者との続柄	生年月日		令和6年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合)	令和6年度 個人市民税・県民税 課税状況	こども加算申請欄 (こども加算を申請する 場合に記入)
	氏名		西暦	年 月 日			
1	申請者	本人	/			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	/
2			西暦 大 昭 平 令	年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 左記児童のこども加算を申請
3			西暦 大 昭 平 令	年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 左記児童のこども加算を申請
4			西暦 大 昭 平 令	年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 左記児童のこども加算を申請
5			西暦 大 昭 平 令	年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 左記児童のこども加算を申請
6			西暦 大 昭 平 令	年 月 日		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 左記児童のこども加算を申請

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)※5年以上入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記入し、振込先金融機関口座の確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	金融機関コード				支店名	支店コード				本・支店 本・支所 出張所
	分類	1 普通 2 当座	口座番号 ※右詰め							
口座名義(カナ)		※通帳の表記に合わせてください								

ゆうちょ銀行	通帳記号	6桁目がある場合は※欄				通帳番号	※右詰め			
ゆうちょ銀行を選ぶ場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1				※					
	口座名義(カナ)		※通帳の表記に合わせてください							

《 裏面も必ずご確認ください 》

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

新たな個人市民税・県民税非課税世帯への物価高騰対策給付金の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ①  **ア** 基準日(令和6年6月3日)時点で、藤枝市に住民登録がある。  
**イ** 世帯の全員が令和6年度個人市民税・県民税均等割が課されていない。  
**ウ** 世帯の全員が、令和6年度個人市民税・県民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯でない。  
(注)個人市民税・県民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
**エ** 世帯の中に、租税条約による課税免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、個人市民税・県民税均等割が課税相当となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に本市又は他の市区町村で令和5年度非課税世帯7万円及び令和5年度均等割のみ課税世帯10万円の対象世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- ④ 本市又は他の市区町村で新たな個人市民税・県民税非課税世帯への物価高騰対策給付金(10万円)の給付を受けていません(子ども加算のみ申請する場合を除く)。
- ⑤ 物価高騰対策給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、藤枝市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、藤枝市において支給決定をした後は、物価高騰対策給付金の請求書として取り扱い返却しないことに同意します。
- ⑦ 子ども加算を申請した児童は、全員扶養しています。生計が別である児童は含まれていません。
- ⑧ 藤枝市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年11月15日までに、藤枝市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、物価高騰対策給付金が支給されないことに同意します。
- ⑨ 物価高騰対策給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や物価高騰対策給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高騰対策給付金を返還します。

**提出書類**

**新たな個人市民税・県民税非課税世帯への物価高騰対策給付金申請書(請求書)(本書)**

※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

**【現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる方全員分】  
令和6年1月1日時点の市区町村が発行する『令和6年度個人市民税・県民税課税(非課税)証明書』の写し(コピー)**

※令和6年度の個人市民税・県民税の課税が分かる証明書は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村(又は課税地の市区町村)にて発行してください。証明書の発行は申請者の自己負担になりますのでご注意ください。未申告の方は、申告後に申請してください。

**【子ども加算の支給を希望する場合】**

『2. 申請者が属する世帯の状況に記載されている児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)』

※申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写しをご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。) 本給付金は、全額差押の禁止及び非課税となります。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 6 年 月 日 申請者氏名